

## 第4章 歯科技工士法

### 3 歯科技工所休（廃）止届

1 事 案	歯科技工所を休止又は廃止した場合、休止（廃止）後10日以内に届け出る。
2 根拠法令	法21条第2項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1，控1）
5 添付書類	<p>（1）開設者死亡による廃止の場合（個人開設） 死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本（謄本）*<sup>1</sup></p> <p>（2）廃止の場合は、開設届出済証（紛失した場合は紛失届）</p> <p>*1：戸籍抄本（謄本） 保健所にて原本照合を行い、コピーを添付すること。なお、保健所で歯科技工士（歯科医師）登録抹消申請を行った際に用いた戸籍抄本の写しでも可。</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理）
7 審査要領	<p>（1）届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>（2）名称、所在地、開設年月日は台帳と相違ないか</p> <p>（3）休廃止後10日以内に届出が行われていない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>（4）個人開設において開設者が死亡した場合は、 戸籍法上の死亡届出義務者が届け出たものか。また、この場合は理由欄に「開設者死亡のため」と記載されているか。 戸籍上に記載された死亡届出者が廃止届出を行っているか。 異なる者が廃止届出を行う場合は、その理由を確認すること。</p>
8 備考	

(様式3)

## 歯科技工所休(廃)止届

年 月 日

長崎県知事

殿

住 所 〒

TEL

開設者  
死亡の場合  
は届出者

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)  
氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

届出者の場合、開設者との続柄

下記のとおり休止(廃止)したので、お届けします。

記

1 名 称 (フリガナ)

2 所 在 地 〒 TEL

3 開 設 年 月 日

4 休(廃)止の理由

5 休(廃)止の年月日

6 休止の予定期間